

本特集の目的は、**Economic Statecraft** と呼ばれる外交術、すなわち国家が自らの戦略的目標を追求するために、軍事的な圧力ではなく経済的な手段によって他国に対して影響力を行使し、何らかの結果を導き出そうとする場合に、それがどのような状況下でどれほど有効でありうるのか、どれほど正統性が認められるのか、さらには国際秩序にどのような影響を与えうるのかなどを検討することである。

歴史的にはナポレオンが「大陸封鎖」(イギリスとの通商断絶)によってフランス産業の強化を企てた例がある。太平洋戦争へとつながる対日経済封鎖も、アメリカが戦略的目標の追求に経済的手段を用いた例といえよう。近年では米中の「技術覇権」を巡る争いが激しさを増し、21世紀の国際秩序を大きく変える可能性すら示している。こうした経済的手段を用いた国家の戦略的目標の追求は、一方でイラン核合意のように国際秩序の維持・回復に資する場合もあるが、他方で国家間の緊張を高め、対立関係を深めていく可能性もある。本特集では、経済的相互依存が高まりつつけるグローバル世界における **Economic Statecraft** について、多くの観点から考察したい。

具体的には、たとえば以下のような観点が考えられよう。

- ① 他国の行動や政策を変更させようとする **Economic Statecraft** : 一般に経済制裁は軍事的な手段を用いない強制措置として国連憲章の中に位置づけられ、他国の行動を変化させ、国際秩序を維持・回復するための手段として用いられる。北朝鮮やイランの核開発、イラクの大量破壊兵器の開発に対する制裁などは、国連安保理決議に基づき、国際法的な正統性を伴うが、そこにも多くの問題を見いだせよう。国連が行う「スマートな制裁」に着目する論考も歓迎する。
- ② 他国の行動に対する懲罰としての **Economic Statecraft** : 他国の行動が自国の戦略的目標に合致しない場合、経済的な手段を用いて他国に対して懲罰を加え、それによって自国に有利な状況を生み出そうとする事例がある。米国のキューバに対する制裁(オバマ政権による制裁解除とトランプ政権による制裁再開)や、米国のイラン核合意からの離脱に伴う制裁の再開、トランプ政権によるベネズエラ制裁、ロシア機の撃墜に対してトルコに行った制裁なども経済的手段を用いた懲罰的行為として見ることができるだろう。
- ③ 外交・安全保障上の圧力に対する報復・反発としての **Economic Statecraft** : 軍事的・外交的な圧力に晒された国家が、その圧力に対抗し、抑止するための手段として用いる行為。1970年代に石油ショックを引き起こした **OAPEC** (アラブ石油輸出機構)によるイスラエルの同盟国・友好国に対する原油輸出の禁止、中国が日中関係や米中関

係の悪化の際にレアアースの輸出を規制した事例、EU が実施したロシア制裁に対して EU の農産物の輸入を対象とした逆制裁を実施するといった事例などがそれに該当するであろう。

- ④ 覇権争いのための **Economic Statecraft** : かつて日本が急速に経済成長し貿易不均衡が生まれた際に、アメリカが通商法を用いて日本に圧力をかけて貿易摩擦を展開したことは、一種の経済覇権を巡る争いと呼ぶことができよう。現在ではとりわけ中国を相手に、報復関税や投資規制に踏み切ったり、第五世代携帯電話ネットワーク (5G) の開発から中国企業を排除したりするなど、覇権争いのために経済的手段を用いる行為が目立っている。

以上はあくまでも便宜的な分類であり、複数にまたがる場合もあろうが、制裁から覇権争いまで **Economic Statecraft** には多様な事例があり得ることを示すための例示として参考にされたい。また、**Statecraft** といっても国家に限定せず、非国家アクターを分析対象とする論考も歓迎する。モデルを用いた理論的研究、計量分析、事例研究 (歴史的な事例も含む) など、多様な研究アプローチを包含した特集号としたい。

執筆をご希望の会員は、論文の仮タイトルと要旨を 600~800 字程度にまとめ、2019 年 12 月 20 日 (厳守) までに、下記の編集責任者のアドレスまでメールをお送りください。応募に当たっては、自宅と勤務先/所属先の住所、電話/FAX、メールアドレスをお知らせください。検討の上、執筆をお願いする方には、2020 年 1 月 31 日までに編集責任者から連絡いたします。原稿の最終提出締め切りは 2020 年 10 月 31 日を予定しています。論文の分量は注を含めて 2 万字以内です。査読の上、最終的な掲載の可否を決定いたします。本号の刊行予定は 2021 年 8 月です。執筆要領は、以下の学会ウェブサイトをご覧ください。  
<http://jair.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/documents/shippitsuyoryo.pdf>

お問い合わせ、お申し込みは下記までお願いいたします。

<編集責任者>鈴木一人

<連絡先> 〒060-0809 北海道札幌市北区北 9 条西 7 丁目 北海道大学公共政策大学院

TEL & FAX: 011-706-3111

E-mail: kazutos★juris.hokudai.ac.jp (★を@に置き換えてください)